

第1章 共に支えあって暮らすために

| No. | 具体的な取組(事業) | 取組(事業)の概要 | 平成27年度実施状況 | 平成28年度実施状況 | 平成29年度実施状況 | 備考 |
|--|-------------------------|--|--|--|---------------------------------------|--|
| (1) 啓発・広報の推進 | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・啓発の充実 ・広報の充実 | | | | | | |
| (1)-1 | 心の輪を広げる体験作文・啓発ポスター | 障がい者に対する市民の理解の促進を図るため、体験作文及びポスターを募集。障がい者週間(12月3日～9日)を活用し、入選作品を市役所1階玄関ホールに展示。 | (応募数) 作文139編 ポスター85点 (表彰式) 12月5日 | (応募数) 作文119編 ポスター77点 (表彰式) 12月3日 | (応募数) 作品21編 ポスター14点 (表彰式) 12月9日 | 同時期の募集となっている「わがまちのやさしさ発見」レポートへ過去応募数の多かった学校からの応募が偏ったため、大幅な応募減となった。平成30年度は応募が増えるよう、各学校校長会への周知を早期に行い、応募数の増を図っていく。 ※(1)－3参照 |
| (1)-2 | 障がい者支援施設製品の展示・販売 | 障がい者雇用支援月間(9月)を活用し、市役所1階玄関ホールで展示・販売。 | 9月29日・30日 | 9月29日・30日 | 9月27日・28日 12月7日・8日 | |
| (1)-3 | 「わがまちのやさしさ発見」レポートの募集・表彰 | 次の時代を担う中学生・高校生に「ひとにやさしいまちづくり」の趣旨を理解してもらうことを目的として、「わがまちのやさしさ発見」レポートを募集。 | 応募件数 370件 | 応募件数 286件 | 応募件数 500件 | ※(1)－1参照 |
| (1)-4 | 精神保健市民講座 | こころの健康センター及び各区において、精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発を行う。 | 123回開催 | 年115回開催 | 112回開催 | |
| (1)-5 | こころの健康講座(思春期・薬物講座含む) | こころの健康に関する正しい知識を普及するとともに、こころの健康の保持・増進を図る。 | 16回開催 延べ1,220人参加 | 16回開催 延べ1,209人参加 | 17回開催 参加者 延1,387人 | 1回あたりの平均参加者数。総参加者数ともに前年度を上回り、講座の満足度も高い。今後も依存症などの市民の関心の高い話題を取り扱い、こころの健康に関する普及啓発を推進する。 |
| (1)-6 | リハビリテーションセンター市民啓発事業 | 市民啓発のために公開講座を実施し、福祉の向上を図る。 | 12月5日開催 77人参加 | 12月3日開催 83人参加 | 12月2日開催 152名参加 | 市民を対象に障がいのある人についての関心と理解を深め、障がい者福祉の向上を図るため、今後も実施していく。 |
| (1)-7 | 車いす体験講習会 | 市内の小中学校等で車いす体験講習会を実施し、障がいに対する理解の促進を図る。 | 159件 334クラス 延10,783人参加 | 173件 351クラス 延11,042人参加 | 177件 346クラス 延11,009人参加 | 障がいのある人への理解と共に、地域生活やボランティア活動に対する認識を深め、地域リハビリテーション及び地域支援システムの構築に寄与することを目的として今後も実施していく。 |
| (1)-8 | 広報紙等の活用 | 区広報紙の市政情報部分(おおさか掲示板)に記事を掲載。 | 区広報紙12月号に「障がい者週間」を掲載 | 区広報紙12月号に「障がい者週間」を掲載 | 区広報紙12月号に「障がい者週間」を掲載 | |

| No. | 具体的な取組(事業) | 取組(事業)の概要 | 平成27年度実施状況 | 平成28年度実施状況 | 平成29年度実施状況 | 備考 |
|--|-----------------------------|--|---|---|---|---|
| (1)-9 | 障がいのある人に関わる各種マークの周知 | 本市ホームページに、障がいのある人に関わる各種マークを掲載。 | ホームページに掲載 | ホームページに掲載 | ホームページに掲載 | |
| (2) 人権教育・福祉教育の充実 | | | | | | |
| (2)-1 | 小中学生地域福祉学習事業(福祉人材養成確保推進事業) | 福祉読本を作成し、教育現場において福祉の大切さを学ぶ機会を提供し、福祉の担い手を確保していく。 | 配付数 18,402冊 ※中学生向け福祉読本 | 配付数 18,036冊 ※中学生向け福祉読本 | 配付数 19,889冊 ※小学生向け福祉読本 | ・中学生向け福祉読本の配付については、成果はあったが、より早い時期から始めるのが良いとするアンケート結果をふまえ、H29より小学生向け福祉読本を作成し配付 |
| (3) コミュニケーション・情報収集等に関する合理的配慮の推進 | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・多様な情報提供 ・コミュニケーション・情報収集に関する支援の充実 ・情報バリアフリーの推進 | | | | | | |
| (3)-1 | 視覚障がい者情報提供事業(早川福祉会館) | 視覚障がい者等の福祉の向上のため、点字刊行物や図書の間覧、貸出を行い、社会参加を促進する。 点字ボランティア・音訳ボランティアを養成するとともに、対面読書や点訳・音訳業務に協力頂く。 | (蔵書数) テープ 5,459タイトル デジター 4,585タイトル 点字 2,113タイトル (貸出数) テープ 4,215タイトル デジター 50,067タイトル 点字 1,974タイトル (サピエタダウンロード数) デジター 33,519タイトル 点字 6,117タイトル 音訳講習会修了者23人 点訳講習会修了者17人 | (蔵書数) テープ 5,552タイトル デジター 4,779タイトル 点字 2,292タイトル (貸出数) テープ 3,629タイトル デジター 51,189タイトル 点字 2,062タイトル (サピエタダウンロード数) デジター 31,945タイトル 点字 6,838タイトル 音訳講習会修了者21人 点訳講習会修了者18人 | (蔵書数) テープ 5,653タイトル デジター 4,952タイトル 点字 2,460タイトル (貸出数) テープ 3,236タイトル デジター 51,082タイトル 点字 2,089タイトル (サピエタダウンロード数) デジター 29,840タイトル 点字 7,506タイトル 音訳講習会修了者24人 点訳講習会修了者30人 | |
| (3)-2 | 点字版・音声版 区広報紙 | 区広報紙の点字版を毎月発行。 音声版はホームページに毎月掲載。 | 毎月発行・掲載 | 毎月発行・掲載 | 毎月発行・掲載 | |
| (3)-3 | 点字版・録音版 生活ガイドブック「くらしの便利帳」 | 隔年で発行する「くらしの便利帳」の点字版・録音版を作成。 | (平成28年3月発行) 点字版 214部 テープ 100巻 デジター 125枚 | (隔年発行) | (平成30年3月発行) 点字版 157部 デジター 148枚 | 市民が必要とする情報を、視覚障がいのある方にも発信できるよう、点字版・音声版の作成について、次回(平成32年3月発行予定)も引き続き実施の予定。 |
| (3)-4 | 点字版・録音版 障がいがある方のための「福祉のあらし」 | 点字版・録音版を隔年で作成。 | 録音版 テープ 50巻 デジター 200枚 | 点字版 400部 | 録音版 テープ 50巻 デジター 200枚 | |
| (3)-5 | “はーとふるガイド(わかりやすい福祉サービス一覧) | 知的障がい者本人向け冊子の作成。 | 2,700部 | 2,700部 | 2,700部 | 障がいの状況や特性に応じて、わかりやすく活用しやすい形で提供することで、知的障がいのある方とその家族の方々などが障がいを理由として分け隔てられたり、排除されることなく地域で生活することができるよう、今後も取り組みを進める。 |

| No. | 具体的な取組(事業) | 取組(事業)の概要 | 平成27年度実施状況 | 平成28年度実施状況 | 平成29年度実施状況 | 備考 |
|--------|----------------------------|--|--|--|---|---|
| (3)-6 | 大阪市ホームページの運用・管理(携帯版サイトを含む) | 大阪市ウェブアクセシビリティ方針に基づき、障がい者をはじめ、誰もが利用しやすい大阪市ホームページを運用。 | ガイドライン・チェックシートを作成、全庁的に共有するとともに、広報担当者向けの研修を実施 | ガイドライン・チェックシートを作成、全庁的に共有するとともに、広報担当者向けの研修を実施 | ウェブアクセシビリティに関するJIS規格(JIS X 8341-3:2016)に対応するため、ウェブアクセシビリティ方針及びガイドラインの改訂、職員研修、試験を実施した。 | |
| (3)-7 | 「障がいのある人への対応」について全所属へ周知 | 庁内連絡会議(障がい者施策推進会議)を活用し、送付する文書の点字版や音声コードの掲載、窓口における手話・筆談等のニーズに応じた対応について、周知を図る。 | 全所属へ通知 | 全所属へ通知 | 全所属へ通知 | |
| (3)-8 | 点訳奉仕員養成事業 | 意思疎通を図ることが困難な視覚障がい者等に対し、点訳による意思疎通を行うための点訳奉仕員を養成。 | 受講者 17人 | 受講者 15人 | 受講者 23人 | 受講者の人数はここ数年で大きな変化は無いがわずかに増加傾向にある。点訳奉仕員の確保に向けて募集の周知に努める。 |
| (3)-9 | 手話奉仕員養成研修 | 日常会話程度の表現技術を習得した手話奉仕員を養成。 | 受講者 722人 | 受講者 722人 | 受講者 812人 | |
| (3)-10 | 手話通訳者養成研修 | 聴覚に障がいのある方に対し、日常生活上必要なコミュニケーション支援を行うための手話通訳者を養成する。 | 受講者 84人 | 受講者 112人 | 受講者 118人 | |
| (3)-11 | 要約筆記者養成研修 | 聴覚に障がいのある方、とりわけ中途失聴者に対し、日常生活上必要なコミュニケーション支援を行うための要約筆記者を養成する。 | 受講者 23人 | 受講者 20人 | 受講者 42人 | |
| (3)-12 | 盲ろう者通訳・介助者養成研修 | 視覚と聴覚に重複して重度の障がいのある盲ろう者のコミュニケーションや移動の支援を行う、通訳・介助者の養成を行う。 | 受講者 17人 | 受講者 13人 | 受講者 14人 | |
| (3)-13 | 手話通訳者派遣事業 | 聴覚・言語障がい者からの派遣依頼により、手話通訳者を派遣し、利用者の情報保障を行う。 | 2,787件 9,507時間 | 3,086件 10,745時間 | 3,593件 10,411時間 | 手話言語条例の制定により、市民生活のより多くの場面で手話通訳者によるコミュニケーション支援が必要である。派遣件数は増加しており、需要に対して適切に対応できるように手話通訳者の数を増やすなど体制整備を整える。 |
| (3)-14 | 要約筆記者派遣事業 | 聴覚障がい者からの派遣依頼により、要約筆記者を派遣し、利用者の情報保障を行う。 | 77件 243時間 | 71件 222時間 | 58件 191時間 | |

| No. | 具体的な取組(事業) | 取組(事業)の概要 | 平成27年度実施状況 | 平成28年度実施状況 | 平成29年度実施状況 | 備考 |
|----------------------|------------------------|--|---|---|---|----|
| (3)-15 | 手話通訳指導員派遣事業 | 聴覚障がいのある保護者とのコミュニケーションの円滑化を図るため、学校への手話通訳指導員派遣を実施。 | 213回 | 228回 | 198回 | |
| (4) 地域での交流の推進 | | | | | | |
| (4)-1 | 身体障がい者社会参加促進事業(更生訓練活動) | 義肢装着訓練 | 248人 | 241人 | 263人 | |
| | | ろうあ者日曜教室 | 146人 | 306人 | 167人 | |
| | | 視覚障がい者点字・パソコン講習会 | 7回 22人 | 7回 26人 | 7回 38人 | |
| | | 中途失聴者更生訓練 | 360人 | 420人 | 480人 | |
| | | 視覚障がい者社会生活訓練 | 366人 | 295人 | 246人 | |
| (4)-2 | 障がい者の乗車料金福祉措置 | 障がいの等級等に応じて、介護人付無料乗車証、単独用無料乗車証、乗車料金割引証を交付する。 | 身体・知的 71,121人 精神 23,687人 | 身体・知的 71,904人 精神 24,884人 | 身体・知的 72,051人 精神 28,693人 | |
| | | | | | | |
| (4)-3 | 重度障がい者等タクシー料金給付 | 500円(リフト付タクシーは2,000円)を上限として、初乗り運賃の9割を給付する。 | 普通券 18,050人 リフト付券 8,356人 併用券 1,031人 | 普通券 18,000人 リフト付券 8,476人 併用券 1,023人 | 普通券 17,913人 リフト付券 8,630人 併用券 1,029人 | |
| (4)-4 | 障がい者福祉バス借上補助事業 | 障がい者(児)が、団体で研修会等を行うとき、大型バス借り上げ料の1/2以内(上限51,500円)を助成する。 | 48台 | 39台 | 49台 | |

第2章の1 地域での暮らしを支えるために

| No. | 具体的な取組(事業) | 取組(事業)の概要 | 平成27年度実施状況 | 平成28年度実施状況 | 平成29年度実施状況 | 備考 |
|--|---------------------|---|--|---|---|--|
| (1)サービス利用の支援 | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスの適切な利用 人材の確保・資質の向上 後見的支援事業の利用の促進 | | | | | | |
| (1)-1 | 障がいのある方のための「福祉のあらし」 | 障がいのある方などのための制度や施設を紹介する「福祉のあらし」を作成し、保健福祉センター等において配布。 | 39,500部 | 39,500部 | 39,000部 | |
| (1)-2 | 事業者等への指導監査 | 障がい福祉サービス事業者等への指導監査を実施。 | 集団指導 1回 実地指導 906か所 | 集団指導 1回 実地指導 984か所 | 集団指導 1回 実地指導 1,091か所 | |
| (1)-3 | 職員研修 | 保育施設職員障がい児保育研修会、研究会 | 研修会 3回 448人 研究会 5回 261人 | 研修会 3回 487人 研究会 5回 280人 | 研修会 (3テーマ×2回)473人 研究会 10回 356人 | 障がいの特性別の「研修テーマ」、「研究会グループ」では、特性理解や適切な支援方法について学びを深めた。自園所の事例等から即実践に生かすことができ、質の向上につながる内容であった。講師確保、日程調整が難しいが、今後も実践に結びつく内容の研修、研究を実施していく。 |
| | | 精神保健福祉相談員現任研修、新任研修 | 38回 | 37回 | 37回 | |
| | | 「障がいのある人をめぐる問題について」を講義(人権問題研修(管理者層)) | 2回 469人 | 10回 2,453人 | 2回 659人 | |
| | | 車いす、アイマスクを使用した福祉体験学習(新採用者研修、新転任者研修) | 1回 236人 | 1回 363人 | 1回 323人 | |
| | | 手話研修(入門編) | — | 20回(連続講座)を2回 受講者 59人 | 20回(連続講座)を2回 受講者 47人 | |
| (1)-4 | 社会福祉従事者研修の実施 | 大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、福祉サービスを支える人材の確保やその資質の向上を図るために、福祉専門職研修や福祉人材確保支援研修等を実施 | 研修回数 120回 延べ受講者数 7,316人 | 研修回数 118回 延べ受講者数 8,368人 | 研修回数 118回 延べ受講者数 8,116人 | <ul style="list-style-type: none"> 新たに「福祉の職場見学会」など少人数制のきめ細かい研修を企画・実施 H29研修評価指数年間平均4.4(5点満点) |
| (1)-5 | 成年後見制度にかかる市長審判請求 | 親族による申立てができない場合に区保健福祉センターから家庭裁判所に後見等開始の審判請求を行う。 | 245件 (うち知的27件、 精神18件) | 213件 (うち知的23件、 精神7件) | 224件 (うち知的20件、 精神14件) | |
| (1)-6 | 市民後見人の養成 | 大阪市成年後見支援センターにおいて市民後見人の養成講座を開催 | 第9期 基礎講習4日間 57人 実務講習9日間 45人 養成講座修了者 41人 バンク登録者 41人 | 第10期 基礎講習4日間 68人 実務講習9日間 41人 養成講座修了者 33人 バンク登録者 33人 | 第11期 基礎講習4日間 41人 実務講習9日間 28人 養成講座修了者 27人 バンク登録者 25人 | |

| No. | 具体的な取組(事業) | 取組(事業)の概要 | 平成27年度実施状況 | 平成28年度実施状況 | 平成29年度実施状況 | 備考 |
|---|---------------------|--|---|---|---|---|
| (1)-7 | あんしんさぼーと事業 | 認知症、知的・精神障がい等により判断能力が不十分な方を対象に、福祉サービス等の利用援助、金銭管理サービス、通帳や証書類の預かりサービスを行う。 | 年度末契約者数 3,255人 (うち知的556人、精神624人) 利用相談中件数 369件 | 年度末契約者数 3,357人 (うち知的588人、精神659人) 利用相談中件数 450件 | 年度末契約者数 3,272人 (うち知的599人、精神682人) 利用相談中件数 287件 | 平成29年度は、契約者・相談件数ともに減少している。本事業は利用開始から数年経過し、中には程度が進行して対応が困難な方も多い状況であるため、成年後見制度への移行を支援するとともに、真に必要な方が待機することなく利用できるよう適正化に取り組む。 |
| (2)相談、情報提供体制の充実 | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業等の充実 ・相談支援体制の強化 ・地域自立支援協議会の活性化 | | | | | | |
| (2)-1 | 基幹相談支援センター | 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、各区障がい者相談支援センターの後方支援等を行う。 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | これまで各区障がい者相談支援センターの後方支援機能を担っていたが、平成30年度より各区に基幹相談支援センターを設置することに伴い後方支援機能を廃止し、相談支援専門員に対する研修などの業務を実施 |
| (2)-2 | 各区障がい者相談支援センター | 各区における相談支援体制の充実を図るため、各区障がい者相談支援センターを設置。 | 24か所 | 24か所 | 24か所 | 区における障がい者支援の相談窓口としての役割を果たしている。福祉課題が複雑化、多様化するなか身近な地域における相談支援機関の役割が増加していることから、平成30年度より「区障がい者基幹相談支援センター」として体制強化を図っている。 |
| (2)-3 | 地域活動支援センター(生活支援型) | 専門相談員による相談支援とあわせて、通所による創作的活動や生産活動の提供や社会との交流の促進や支援を行う。 | 9か所 | 9か所 | 9か所 | |
| (2)-4 | 計画相談支援 | 障がい者の心身状況などの事情を踏まえ、日常生活を送るうえで、必要とするサービスについて、サービス事業者等と連絡調整してサービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画を作成する。 | 月あたり平均 3,186人 | 月あたり平均 4,264人 | 月あたり平均 5,178人 | |
| (2)-5 | 障がい児相談支援 | 障がい児の心身の状況などの事情を踏まえて、通所サービスの利用計画を作成し、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービスの利用を図る。 | 月あたり平均 528人 | 月あたり平均 661人 | 月あたり平均 909人 | |
| (2)-6 | 身体障がい者相談員・知的障がい者相談員 | 身体・知的障がい者福祉の増進のため、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づき、身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員を配置 | 身体 123人 知的 58人 | 身体 120人 知的 59人 | 身体 118人 知的 59人 | |
| (2)-7 | 聴覚障がい者生活相談事業 | 聴覚・言語機能等の障がいのある方に対して、生活での困りごとの相談を行う。 | 4,887件 | 6,040件 | 5,912件 | |
| (2)-8 | ピアカウンセラー養成講座 | 障がい者相談支援体制の充実を図るため、基幹相談支援センターにおいてピアカウンセラー養成講座を行う。 | 参加者 延60人 | 参加者 延58人 | 参加者 延56人 | |

| No. | 具体的な取組(事業) | 取組(事業)の概要 | 平成27年度実施状況 | 平成28年度実施状況 | 平成29年度実施状況 | 備考 |
|--------|-----------------------------|--|---------------------------|---------------------------|--------------------------|--|
| (2)-9 | 心身障がい者リハビリテーションセンターにおける相談支援 | 身体障がい者の相談・指導 | 5,941件 | 5,281件 | 5,251件 | 平成28年度大阪府障がい者等基礎調査においても、障がい者施策全般に望むこととして「相談支援体制の充実」を回答された方が多数おられることから、今後も地域での暮らしを支える相談支援体制の充実を図る必要があると考える。 |
| | | 知的障がい者の相談・判定 | 2,756件 | 3,070件 | 3,084件 | |
| | | 障がい児の療育相談 | 1,216件 | 2,289件 | 2,721件 | |
| | | 補装具・福祉機器普及事業における相談(住宅増改築相談を含む) | 4,484件 | 4,570件 | 474件 | |
| (2)-10 | こども相談センターにおける相談支援 | 障がいに関する相談 | 4,726件 | 5,043件 | 5,268件 | |
| (2)-11 | 特別支援教育相談(こども相談センター内) | 障がいがある、又は疑いのあるこどもに対して、教育相談を実施。 | 703件 延2,342回 | 609件 延2,069回 | 523件 延1,641回 | |
| (2)-12 | こころの健康センターにおける相談支援 | こころの悩み電話相談 | 2,274件 | 2,424件 | 2,338件 | 「こころの悩み電話相談」については平成30年度中に相談時間を延長しての実施。 |
| | | ひきこもり相談(電話・面接・訪問) | 531件 | 464件 | 513件 | |
| | | 自死遺族相談(電話・面接) | 57件 | 64件 | 76件 | |
| | | 自殺未遂者相談(電話・面接・訪問) | 274件 | 351件 | 504件 | |
| | | 保健福祉センターの技術支援を図るため、「でかけるチーム精神保健相談」を実施。 | 40件 | 25件 | 延56件 | |
| (2)-13 | 専門医による精神保健福祉相談事業 | 医師による精神保健福祉相談を実施し、市民の精神的健康の保持増進を図る。 | 713回 延1,716件 | 706回 延1,879件 | 705回 延1,877件 | |
| (2)-14 | 社会復帰相談指導事業 | 回復途上にある精神障がい者等の社会適応を図るため、社会復帰に関する相談指導を行う。 | 316回 延2,550人 | 369回 延2,073人 | 372回 延2,031件 | |
| (2)-15 | 精神保健福祉相談 | 保健福祉センターにおいて、精神保健福祉相談員による精神保健福祉に関する相談を行う。 | 実人数 4,826人 延人数 38,835人 | 実人数 4,932人 延人数 40,560人 | 実人数 4,904人 延人数41,249人 | |
| (2)-16 | 精神保健福祉訪問指導 | 保健福祉センターの精神保健福祉相談員等により、訪問による精神保健福祉に関する相談指導を行う。 | 実人数 1,465人 延人数 4,133人 | 実人数 1,618人 延人数 4,418人 | 実人数 1,749人 延人数 4,716人 | |

| No. | 具体的な取組(事業) | 取組(事業)の概要 | 平成27年度実施状況 | 平成28年度実施状況 | 平成29年度実施状況 | 備考 |
|--------|----------------------|---|--|--|--|--|
| (2)-17 | 発達障がい者支援センターにおける相談支援 | 地域サポートコーチを配置し、地域の関係機関・事業所等への啓発、研修、支援、ペアレント・トレーニング等の親支援を実施。 | (啓発研修) 46回 延1,972人 (機関支援) 676回 (親支援講座) 228回 延2,499人 | (啓発研修) 54回 延5,252人 (機関支援) 601回 (親支援講座) 219回 延2,557人 | (啓発研修) 50回 延2,719人 (機関支援) 397回 (親支援講座) 226回 延2,367人 | 機関支援については、一部の訪問支援が平成28年度で終了したことから、回数の減となった。今後も引き続き、発達障がいについての啓発を実施するとともに、ニーズ把握を行いながら、必要な研修・支援等を実施していく。 |
| | | 発達障がい児(者)及びその家族に対し、相談支援、発達支援、就労支援等を実施。 | (相談・発達支援) 1,733件 (就労支援) 471件 | (相談・発達支援) 1,530件 (就労支援) 350件 | (相談・発達支援) 1,691件 (就労支援) 484件 | |
| (2)-18 | 市地域自立支援協議会 | 相談支援事業の中立性・公平性を確保するために、相談支援事業者の運営評価や、各区地域自立支援協議会からの報告等に基づき、大阪市レベルで取り組むべき問題・課題等の検討・改善等を行う。 | 2回開催 | 2回開催 | 2回開催 | |
| (2)-19 | 各区地域自立支援協議会 | 地域レベルにおける相談支援機関とサービス提供機関等との連携を円滑に行い、利用者の支援ネットワークづくりを進めるために、各区に「区地域自立支援協議会」を設置し、地域の様々な問題点の検証を行う。 | 24区 | 24区 | 24区 | 区域における障がい者への支援体制に関する協議の場として重要であり、引き続き取組を推進していく。 |

(3) 虐待防止のための取り組み

- ・障がい者虐待の防止のための啓発
- ・養護者等による虐待への対応
- ・障がい者福祉施設従事者等による虐待への対応
- ・使用者による虐待への対応
- ・関係機関の連携体制の構築

| | | | | | | |
|-------|-----------------|--|--|--|---|---|
| (3)-1 | 虐待防止に関する広報啓発物 | ポスター・リーフレット等の作成、配布 | 蛍光ペン 2,000本 リーフレット 25,000部 マニュアル概要版 5,000部 | ポスター 1,500部 リーフレット 20,500部 マニュアル概要版 5,000部 | 卓上カレンダー 3,000部 リーフレット 25,000部 マニュアル概要版 5,000部 | 広報啓発活動の成果により、通報・届出件数は増加傾向にある。 |
| (3)-2 | 障がい者虐待防止研修会 | 市民を対象に、障がい者虐待防止啓発研修会を開催。 | 講演会(9月19日開催) 参加者 68人 | 講演会(9月17日開催) 参加者 85人 | 講演会(10月7日開催) 参加者 57人 | 平成29年度は参加者が減少したため、参加者増に資するよう、報道等を参考に社会情勢に配慮し、市民の関心を集める講演内容を検討する。 |
| (3)-3 | 養護者等による虐待への対応 | 区保健福祉センターと区障がい者相談支援センターが通報・届出窓口となって、適切な対応を図る。 | 相談・通報・届出件数 241件 (年度末集計時点) | 相談・通報・届出件数 290件 (年度末集計時点) | 相談・通報・届出件数 324件 (年度末集計時点) | |
| (3)-4 | 要援護障がい者緊急一時保護事業 | 虐待により生命または身体に重大な危険が生じている障がい者を一時的に保護し、身体面の安全と精神的安定の確保を図る。 | 一時保護 13件 | 一時保護 12件 | 一時保護 4件 | 広報啓発活動の成果により、通報・届出が早期に行われた結果、平成29年度は緊急一時保護に至る事例が減少したが、虐待の程度は事例により様々であり、緊急性がある事例は常に生じるおそれがあるため、引き続き、障がい者を保護可能な体制の確保が必要である。 |

| No. | 具体的な取組(事業) | 取組(事業)の概要 | 平成27年度実施状況 | 平成28年度実施状況 | 平成29年度実施状況 | 備考 |
|-------|-----------------------|--|-----------------------|-----------------------|-----------------------|---|
| (3)-5 | 専門相談事業 | 対応が困難な虐待事案について、弁護士や社会福祉士の専門的な助言を受け、適切な対応のための後方支援を行う。 | 専門相談 6件 | 専門相談 4件 | 専門相談 8件 | |
| (3)-6 | 障がい者福祉施設従事者等による虐待への対応 | 障がい者虐待事案が発生した時に、関係部局と連携を図る。 | 通報・届出受理件数 64件 | 通報・届出受理件数 54件 | 通報・届出受理件数 70件 | |
| (3)-7 | 障がい者虐待防止連絡会議 | 障がい者虐待防止の適切な実施を図るため、行政、関係機関等が、障がい者を取り巻く状況や考え方を共有することにより、有機的に連携を行う。 | 市レベル 2回 区レベル 26回開催 | 市レベル 1回 区レベル 27回開催 | 市レベル 1回 区レベル 27回開催 | 障がい者虐待防止の体制整備のため、引き続き、市レベルだけでなく、区レベルでも地域の特性に応じた課題の共有等により関係機関の連携強化に努める必要がある。 |

(4)在宅福祉サービス等の充実

- ・訪問系サービス及び短期入所の充実
- ・福祉用具利用や住宅改造に関する相談事業の推進
- ・所得保障の充実

| | | | | | | |
|-------|---------------|---|-------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--|
| (4)-1 | 居宅介護 | 居宅における入浴、排泄、食事、通院の介護等を行う。 | 月あたり平均 9,483人 201,709時間 | 月あたり平均 10,353人 216,388時間 | 月あたり平均 11,165人 230,016時間 | |
| (4)-2 | 同行援護 | 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に対して、外出時において必要な支援を行う。 | 月あたり平均 1,211人 32,292時間 | 月あたり平均 1,283人 34,367時間 | 月あたり平均 1,269人 35,074時間 | |
| (4)-3 | 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由者で常時介護の必要な方に対して、居宅における入浴、排泄、食事の介護等及び外出時の介護などを総合的に提供する。 | 月あたり平均 1,734人 239,307時間 | 月あたり平均 1,936人 245,055時間 | 月あたり平均 2,147人 248,548時間 | |
| (4)-4 | 行動援護 | 知的・精神障がいにより、行動上著しい困難のある方で、常時介護を必要とする方に対して、外出時の介護など行動する際に生じる危険を回避するための介護を行う。 | 月あたり平均 250人 5,627時間 | 月あたり平均 292人 6,461時間 | 月あたり平均 319人 6,869時間 | |
| (4)-5 | 移動支援事業 | 屋外での移動が困難な障がい者に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加にかかる外出の際の移動を支援する。 | 月あたり平均 5,332人 128,206時間 | 月あたり平均 5,468人 130,212時間 | 月あたり平均 5,723人 135,881時間 | |
| (4)-6 | 短期入所(ショートステイ) | 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等に対して、短期間当該施設において必要な保護を行う。 | 月あたり平均 937人 6,051日 | 月あたり平均 1,044人 6,594日 | 月あたり平均 1,111人 6,406日 | |

| No. | 具体的な取組(事業) | 取組(事業)の概要 | 平成27年度実施状況 | 平成28年度実施状況 | 平成29年度実施状況 | 備考 |
|-----------------------|------------------------|--|--|---|--|---|
| (4)-7 | 補装具・福祉機器普及事業 | 心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障のある障がい者(児)の自立促進及びその介護者の負担軽減を図るため、補装具・福祉機器に関する相談・助言や情報提供、工夫・改良及び普及を促進する。 | (相談・訪問等) 4,484件 (講習・研修会) 44件 延 1,558人 | (相談・訪問等) 4,570件 (講習・研修会) 40件 延 1,253人 | (相談・訪問等) 4,742件 (講習・研修会) 29件 延 1,515人 | 障がいのある方の自立支援・QOLの向上と介護者の負担軽減のために補装具・福祉機器は欠かすことはできないものであり、相談・助言や情報提供、工夫・改良及び普及を促進する取り組みは今後も必要であると考え。 |
| (4)-8 | 補装具の給付 | 障がい者が失われた身体機能を補完又は代替するための用具である補装具を購入又は修理する際の費用を支給する。 | 7,623件 | 8,179件 | 7,747件 | |
| (4)-9 | 重度身体障がい児(者)日常生活用具給付事業 | 在宅の重度障がい者に、日常生活の便宜を図り福祉の増進に資するために日常生活用具の購入費用を支給する。 | 61,160件 | 60,641件 | 61,720件 | |
| (4)-10 | 補装具・福祉機器普及事業における住宅改造相談 | 障がい者の障がい程度に合わせて、住宅の手すりや玄関、水回り等の改造について助言を行う。 | 119件 | 163件 | 106件 | |
| (4)-11 | 重度心身障がい者住宅改修費の助成 | 日常生活上の障がいの除去または軽減に直接効果のある改修工事費用の一部を給付する。 | 90件 | 82件 | 63件 | |
| (4)-12 | 特別障がい者手当、福祉手当等の支給 | 身体・精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある方に手当を給付 | 5,489人 | 5,489人 | 5,921人 | |
| (4)-13 | 外国人心身障がい者給付金の支給 | 外国籍等の制度的に無年金の障がい者に対して、救済措置として、給付金を給付 | 88人 | 84人 | 81人 | |
| (5)居住系サービス等の充実 | | | | | | |
| ・居住系サービス等の充実 | | | | | | |
| (5)-1 | 共同生活援助(グループホーム) | 共同生活住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。 | 月あたり平均 1,917人 | 月あたり平均 2,100人 | 月あたり平均 2,281人 | 事業所数の伸びが当初見込みよりも低調となり、利用者数の伸びに影響したため、計画値を下回った。 |
| (5)-2 | グループホーム整備助成 | 営利活動を目的としない法人が市内で共同生活援助事業所を新規に設置する場合の整備及び設備整備にかかる経費の一部を助成。 | 設置助成 13か所 住宅改造助成 12か所 設備整備助成 16か所 | 設置助成 16か所 住宅改造助成 14か所 設備整備助成 17か所 スプリンクラー設置助成 15か所 | 設置助成 6か所 住宅改造助成 3か所 設備整備助成 10か所 スプリンクラー設置助成 8か所 | 事業実施予定であった事業所が事業を中止したため、当初予定より住戸が増えなかった。 |

| No. | 具体的な取組(事業) | 取組(事業)の概要 | 平成27年度実施状況 | 平成28年度実施状況 | 平成29年度実施状況 | 備考 |
|-------|----------------|-----------------------------------|------------|------------|------------|-----------------------------------|
| (5)-3 | グループホームの市営住宅活用 | 市営住宅の利用を希望する事業者に対し、利用可能な住戸の調整を図る。 | 36戸 | 41戸 | 42戸 | 事業所の希望があれば随時対応しており、今後も増えていく予定である。 |

(6) 日中活動系サービス等の充実

・日中活動系サービス等の充実

| | | | | | | |
|-------|--------------------------|--|------------------------------|------------------------------|-----------------------------|--|
| (6)-1 | 生活介護 | 常時介護を要する障がい者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯等の家事及び生活等に関する相談や、必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供など身体機能、生活能力の向上のために必要な援助を行う。 | 月あたり平均 5,985人 100,601日 | 月あたり平均 6,186人 104,571日 | 月あたり平均 6,293人 99,937日 | |
| (6)-2 | 自立訓練(生活訓練・機能訓練) | 障がい者支援施設などに通い、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練を受けることや、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行う。 | 月あたり平均 292人 4,790日 | 月あたり平均 359人 5,511日 | 月あたり平均 361人 4,958日 | |
| (6)-3 | 就労移行支援 | 生産活動、職場体験などの活動の機会の提供や必要な知識・能力の向上のための訓練などを受け、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行う。 | 月あたり平均 824人 12,695日 | 月あたり平均 1,008人 16,130日 | 月あたり平均 1,244人 19,170日 | 事業所数が増加し、利用ニーズが高く、利用者数が増えたことにより、計画値を上回った |
| (6)-4 | 就労継続支援A型 | 企業等に就労することが困難であるが、継続的に就労することが可能な65歳未満の障がい者に対し、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練や支援を行う。 | 月あたり平均 1,330人 23,608日 | 月あたり平均 1,763人 31,675日 | 月あたり平均 2,302人 36,634日 | 多くの事業所が開設し、利用者が急増しているため、大幅に計画値を上回った |
| (6)-5 | 就労継続支援B型 | 就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者や、通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練や支援を行う。 | 月あたり平均 3,516人 53,005日 | 月あたり平均 3,862人 57,473日 | 月あたり平均 4,280人 59,328日 | |
| (6)-6 | 地域活動支援センター(活動支援A型)事業運営助成 | 障がいのある方に対して、通所により、創作的活動や生産活動の機会の提供や社会との交流の促進や支援を行う。 | 44か所 | 41か所 | 40か所 | |
| (6)-7 | 地域活動支援センター(活動支援B型)事業運営助成 | 障がいのある方に対して、通所により、創作的活動の機会の提供や社会との交流の促進や支援を行う。 | 9か所 | 8か所 | 8か所 | |

(7) 障がいのある子どもへの支援の充実

・障がい児支援の充実
・関係機関の連携した支援の推進

| | | | | | | |
|-------|------------|---|------|------|------|--|
| (7)-1 | 児童発達支援センター | 障がい児やその家族に対して、日常生活における基本動作の指導・知識技術の付与、集団生活への適応・訓練等の支援を行うことに加え、施設の有する専門機能を生かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を行う。 | 11か所 | 11か所 | 11か所 | |
|-------|------------|---|------|------|------|--|

| No. | 具体的な取組(事業) | 取組(事業)の概要 | 平成27年度実施状況 | 平成28年度実施状況 | 平成29年度実施状況 | 備考 |
|-------|---------------------|---|--|--|--|--|
| (7)-2 | 児童発達支援 | 障がい児やその家族に対して、日常生活における基本動作の指導・知識技術の付与、集団生活への適応・訓練等の支援を行う。 | 月あたり平均 1,328人 11,963日 | 月あたり平均 1,748人 17,060日 | 月あたり平均 2,213人 22,830日 | |
| (7)-3 | 医療型児童発達支援 | 児童発達支援に加えて医療の提供を行う。 | 月あたり平均 57人 550日 | 月あたり平均 34人 326日 | 月あたり平均 34人 337日 | 平成27年度から平成29年度3か年の計画を策定した当時は、医療型児童発達支援の事業所が2箇所存在し、当該2事業所の実績値により見込みを算定していたが、うち1事業所が平成28年3月31日をもって事業を廃止し、平成28年度と同様、平成29年度も1事業所のみによる実績となっている。 |
| (7)-4 | 放課後等デイサービス | 在学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供する。 | 月あたり平均 2,773人 33,131日 | 月あたり平均 3,419人 43,183日 | 月あたり平均 4,204人 55,138日 | |
| (7)-5 | 保育所等訪問支援 | 保育所、小学校等に通う障がい児に対し、当該施設における障がい児以外との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。 | 月あたり平均 39回 | 月あたり平均 46回 | 月あたり平均 103回 | |
| (7)-6 | 発達障がい児専門療育機関 | 自閉症等の発達症が障がい児を対象に、児童の身辺自立や集団への適応に向けた日常生活の力を伸ばすため、専門療育機関を設置し、児童に対する専門的・個別的な療育、保護者研修等の親支援を実施。 | 6か所 定員280人 | 6か所 定員280人 | 6か所 定員280人 | |
| (7)-7 | 1歳6か月時健康診査後精密検査事後指導 | こども相談センターにおいておおむね2歳児を対象にした親子通所訓練の実施 | 2グループ 9人 | 2グループ 5人 | — | 平成28年度末で事業終了。 |
| (7)-8 | 重症心身障がい児訪問指導事業 | 重症心身障がい児の家庭を相談員が訪問し、各種の助言や情報提供を行う。 ※平成28年度実績より計上の対象を18歳未満に変更 | 1,148人 | 389人 | 420人 | 対象児童のうち就学前年齢児のいる家庭を重点的に相談員が訪問。保護者のニーズは高いものの、今まで事業そのものを知らなかったという声が多く、対象児のいる家庭にどのように周知していくかが今後の課題であり、より効果的な周知方法について今後検討していく。 |
| (7)-9 | 障がい児等療育支援事業 | 訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談・指導、施設職員への指導を実施 | 訪問 延1,161件 外来 延3,898件 施設職員指導 延300件 | 訪問 延874件 外来 延3,270件 施設職員指導 延318件 | 訪問 延795件 外来 延3,186件 施設職員指導 延279件 | 法定給付である障がい児通所支援等の充実に伴い支援件数は減少傾向にはあるが、身近な地域で療育指導等を受けられる体制を整えることで在宅障がい児の福祉増進を図るために必要な事業であり、引き続き、取組を推進していく。 |

| No. | 具体的な取組(事業) | 取組(事業)の概要 | 平成27年度実施状況 | 平成28年度実施状況 | 平成29年度実施状況 | 備考 |
|--------|--------------------------|--|-----------------------------|-------------------------------|-------------------------------|---|
| (7)-10 | 医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者支援事業 | (重症心身障がい児者等医療型短期入所事業) 重症心身障がい児者への対応が可能な医療機関へ協力を求め、病床を確保し、緊急的にショートステイの利用を必要とする場合に対応できるようにする。 | 3医療機関4床で実施 延179件、延952日利用 | 3医療機関5床で実施 延211件、延1,163日利用 | 3医療機関5床で実施 延191件、延1,141日利用 | 平成28年度から3医療機関5床で実施しているが、平成29年度の実績は横ばいとなっており、平成30年度以降については、利用ニーズに対応した受け入れ枠の拡大が必要となる。 |
| | | (重症心身障がい児者地域生活支援センター事業) 医療的に対応な福祉サービス事業所の充実を図るため、重症心身障がい児者の支援に専門性を有する施設を活用し、介護技術の向上を目的とした研修等を行うことにより、地域生活支援の基盤づくりを行う。 | 受講者数 119人 | 受講者数 108人 | 受講者数 123人 | 受講者数については、当初目標のとおり順調に推移している。今後は、事業所の増加による目標数の再検討、既受講者に対するフォローアップ等の検討が必要となる。 |

(8)スポーツ・文化活動の振興

- ・スポーツ・文化活動への参加の促進
- ・スポーツ・文化活動の振興

| | | | | | | |
|-------|-----------------------------------|--|--|--|--|--|
| (8)-1 | 障がい者スポーツセンター | 長居障がい者スポーツセンター(スポーツ施設)及び舞洲障がい者スポーツセンター(スポーツ施設・宿泊研修施設)で実施 | スポーツ施設 (長居) 387,295人 (舞洲) 261,520人 宿泊研修施設 (舞洲) 23,412人 | スポーツ施設 (長居) 361,511人 (舞洲) 267,446人 宿泊研修施設 (舞洲) 23,463人 | スポーツ施設 (長居) 373,081人 (舞洲) 263,637人 宿泊研修施設 (舞洲) 21,531人 | 障がいのある人もない人も誰もが一緒に気軽にスポーツに親しみ、楽しめる機会づくりや環境づくりに引き続き取り組んでいく。 |
| (8)-2 | 障がい者スポーツの振興 | 大阪市障がい者スポーツ大会 | 参加者 480人 | 参加者 545人 | 参加者 500人 | |
| | | 全国障害者スポーツ大会 | 派遣人数 114人 | 派遣人数 112人 | 派遣人数 150名 | 近畿地区予選における団体競技の成績が優秀であったことから、派遣人数が増となった。 |
| | | 障がい者スキー教室 | 参加者 106人 | 参加者 108人 | 参加者 128名 | 平成30年度はスキー場が変更となるため、参加者数が落ち込まないように教室の広報・周知活動を効果的に進める。 |
| | | 国際親善女子車いすバスケットボール大会及び地域親善交流会 | 来場観戦者 約9,700人 (3日間) 4か国参加 交流会参加者 約2,000人 (8区8会場) | 来場観戦者 約9,800人 (3日間) 4か国参加 交流会参加者 約1,700人 (8区8会場) | 来場観戦者 約11,000人 (3日間) 4か国参加 交流会参加者 約900人 (8区8会場) | 来場観戦者数は増加傾向にある。2019年大会は金・土・日曜日の開催として、更なる増をめざす。 交流会参加者数は、実施会場の規模、内容等に左右されるため増減がある。 |
| (8)-3 | 各区スポーツセンター・屋内プールへの障がい者スポーツ指導員等の配置 | 各区スポーツセンター・屋内プールへの障がい者スポーツ指導員等の配置 | - | スポーツセンター:5施設 計6人 プール:9施設、計30人 | スポーツセンター:6施設、計9人 プール:11施設、計31人 | |

| No. | 具体的な取組(事業) | 取組(事業)の概要 | 平成27年度実施状況 | 平成28年度実施状況 | 平成29年度実施状況 | 備考 |
|-------|-----------------|--|------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--|
| (8)-4 | 民間施設等の新築・増築への指導 | 民間事業者が美術館、一定規模以上の劇場、映画館、スポーツ施設等の新築、増築工事を行う場合、「ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき事前協議を行い、整備基準に適合するよう指導 | 協議件数 2件 | 協議件数 3件 | 協議件数 4件 | |
| (8)-5 | 地域活動(クラブ活動)への助成 | 身体障がい者の芸術・文化活動やスポーツ活動等への参加意欲を高めることで、自立と円滑な社会参加を促進していく。 | 視覚 延912人 聴覚 延2,104人 肢体 延240人 | 視覚 延1,376人 聴覚 延1,127人 肢体 延200人 | 視覚 延1,336人 聴覚 延1,650人 肢体 延495人 | 各障がいによってできることが違うなど、障がいに合わせた地域活動に対して適切な助成を行うことにより、障がい者の社会参加を促進することに寄与している。今後は新たな参加者を募集するなど参加者数を増加させることで、より多くの障がい者の地域活動や社会参加につながるよう取組みを進める必要がある。 |

第2章の2 地域生活への移行

| No. | 具体的な取組(事業) | 取組(事業)の概要 | 平成27年度実施状況 | 平成28年度実施状況 | 平成29年度実施状況 | 備考 |
|---|---------------------------|--|---|---|--|--|
| I 入所施設利用者の地域移行 | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援の推進 ・地域定着支援の推進 ・施設入所への対応 | | | | | | |
| I-1 | 計画相談支援説明会 | 各区自立支援協議会等において、事業者向けに計画相談支援についての説明会を開催。 | 各区地域自立支援協議会等にて実施 | 各区地域自立支援協議会等にて実施 | 各区地域自立支援協議会等にて実施 | |
| I-2 | 相談支援事業所の確保 | 相談支援事業所の量的な確保に努める。 | 計画相談 197か所 地域相談 97か所 (年度当初時点) | 計画相談 242か所 地域相談 114か所 (年度当初時点) | 計画相談 305か所 地域相談 138か所 (年度当初時点) | 相談支援事業所は増加しているが、事業所数は依然として不足している状況にあるため、引き続き量的な確保に努める。 |
| I-3 | 相談支援事業所に対する研修会 | 相談支援の質の向上を図るため、基幹相談支援センターにおいて、相談支援事業所に対する研修会を開催。 | 7回 | 2回 | 7回 | 相談支援については量的確保のみならず質の確保も重要であることから、引き続き取組を推進していく。 |
| I-4 | 基幹相談支援センターによる地域移行のコーディネート | 基幹相談支援センターが、施設・指定一般相談支援事業所と調整を行う。 | 地域移行に係る相談 425件 | 地域移行に係る相談 146件 | 地域移行に係る相談 74件 | 地域移行支援の利用が少ないこともあり相談件数は減少しているが、地域移行の推進に向け取組を推進していく。 |
| I-5 | グループホーム整備助成 | (再掲)「第2章の1」(5)-2を参照 | 設置助成 13か所 住宅改造助成 12か所 設備整備助成 16か所 | 設置助成 16か所 住宅改造助成 14か所 設備整備助成 17か所 スプリンクラー設置助成 15か所 | 設置助成 6か所 住宅改造助成 3か所 設備整備助成 10か所 スプリンクラー設置助成 8か所 | (再掲)「第2章の1」(5)-2を参照 |
| I-6 | グループホームの市営住宅活用 | (再掲)「第2章の1」(5)-3を参照 | 36戸 | 41戸 | 42戸 | (再掲)「第2章の1」(5)-3を参照 |
| I-7 | 地域移行支援(精神を除く) | 施設や精神科病院に長期に入所等している障がい者が住居の確保や新生活の準備等をする為の支援を行う。 | 月あたり平均 (精神除く) 7人 | 月あたり平均 (精神除く) 3人 | 月あたり平均 (精神除く) 3人 | |
| I-8 | 地域定着支援(精神を除く) | 居宅で1人暮らししている障がい者について、夜間を含めた緊急連絡、相談サポート体制の構築を行う。 | 月あたり平均 (精神除く) 157人 | 月あたり平均 (精神除く) 217人 | 月あたり平均 (精神除く) 244人 | |

| No. | 具体的な取組(事業) | 取組(事業)の概要 | 平成27年度実施状況 | 平成28年度実施状況 | 平成29年度実施状況 | 備考 |
|---|----------------------|--|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|---|
| II 入院中の精神障がいのある人の地域移行 | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・精神科病院との連携 ・地域活動支援センター(生活支援型)等との連携 ・精神科病院入院者への啓発 ・家族及び地域住民への理解のための啓発 ・地域保健医療と他職種らちむとの連携 | | | | | | |
| II-1 | 地域移行支援(精神のみ) | 施設や精神科病院に長期に在所等している障がい者が住居の確保や新生活の準備等をする為の支援を行う。 | 月あたり平均 (精神のみ) 10人 | 月あたり平均 (精神のみ) 10人 | 月あたり平均 (精神のみ) 9人 | |
| II-2 | 地域定着支援(精神のみ) | 居家で1人暮らししている障がい者について、夜間を含めた緊急連絡、相談サポート体制の構築を行う。 | 月あたり平均 (精神のみ) 64人 | 月あたり平均 (精神のみ) 89人 | 月あたり平均 (精神のみ) 108人 | |
| II-3 | ピアサポート事業 | 退院可能な精神障がい者の入院している病院に、ピアサポーターが訪問し、体験を生かした情報提供を行うことで、退院意欲を高める。 | (院内患者交流会) 352名 (地域交流会) 26名 | (院内患者交流会) 285名 (地域交流会) 18名 | (院内患者交流会) 326名 (地域交流会) 26名 | 院内患者交流会、地域交流会共に参加人数の増加がみられ、より多くの入院患者に対して情報提供ができた。 |
| II-4 | 精神障がい者地域生活移行支援事業検討会議 | 精神障がい者が住み慣れた地域を拠点とし、自立、充実した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、精神科病院からの退院促進及び地域生活への移行へ向けた支援の検討を行う。 | 2回開催 | 2回開催 | 2回開催 | |
| II-5 | 精神障がい者地域生活移行支援事業 | 家族の状況、社会復帰施設など地域で生活するための条件が整っていないことから、入院が長期化しているいわゆる社会的入院の解消を図る。 | 退院者 15名 継続支援 11名 | 退院者 8名 継続支援 13名 | 退院者 11名 継続支援 13名 | |
| II-6 | 精神障がい者家族教室 | 精神障がい者を持つ家族に対して精神障がいに関する知識の提供や疾病についての正しい理解を促す。 | 243回開催 1,583人参加 | 295回開催 1,835人参加 | 306回開催 1,885人参加 | |

第3章 地域で学び・働くために

| No. | 具体的な取組(事業) | 取組(事業)の概要 | 平成27年度実施状況 | 平成28年度実施状況 | 平成29年度実施状況 | 備考 |
|--|---------------------|---|--|--|--|--|
| (1)就学前教育の充実 | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育所における教育・保育内容の充実 ・視覚特別支援学校・聴覚特別支援学校幼稚部の充実 ・教育諸条件の整備・充実 | | | | | | |
| (1)-1 | 障がい児保育事業 | <p>(施設・設備整備) 保育が円滑にできるように施設や設備の整備に努める。</p> <p>(民間運営委託保育所及び民間保育所への障がい児保育にかかる補助) 障がい児の実態把握や保育現場(職員・保護者)への指導・助言を目的として障がい児保育巡回指導講師を派遣し、障がい児保育の推進に努める。</p> | <p>(公立保育所) 受入施設数 109か所 障がい児数 756人</p> <p>(民間保育施設) 受入施設数 212か所 障がい児数 766人</p> | <p>(公立保育所) 受入施設数 99か所 障がい児数 554人</p> <p>(民間保育施設) 受入施設数 232か所 障がい児数 809人 (認定こども園) 受入施設数 5か所 障がい児数 12人</p> | <p>(公立保育所) 受入施設数 94か所 障がい児数 450人</p> <p>(民間保育施設) 受入施設数 255か所 障がい児数 863人 (認定こども園) 受入施設数 8か所 障がい児数 22人</p> | <p>(大阪市保育施設職員障がい児保育研修会)障がい児の特性別の「研修テーマ」、「研究会グループ」では、特性理解や適切な支援方法について学びを深めた。自園所の事例等から即実践に生かすことができ、質の向上につながる内容であった。講師確保、日程調整が難しいが、今後も実践に結びつく内容の研修、研究を実施していく。</p> |
| (1)-2 | 児童発達支援センター | (再掲)「第2章の1」(7)-1参照 | 11か所 | 11か所 | 11か所 | (再掲)「第2章の1」(7)-1参照 |
| (1)-3 | 保育所等訪問支援 | (再掲)「第2章の1」(7)-5参照 | 月あたり平均 39回 | 月あたり平均 46回 | 月あたり平均 103回 | (再掲)「第2章の1」(7)-5参照 |
| (1)-4 | 児童発達支援等利用者負担給付金支給事業 | 4～5歳児の幼児教育無償化に向け、幼稚園や保育所等の保育料とともに、児童発達支援事業の利用者負担額について、無償とする。 | - | 月あたり平均 426人 | 月あたり平均 1,098人 | 平成29年度より対象年齢を5歳から4歳に拡充したことに加え、児童発達支援事業の利用者が増えたことにより本事業の支給決定者数が増加した。 |
| (1)-5 | 研修の充実 | 理解・啓発のため、「幼稚園特別支援教育研修会」、「特別支援教育実践講座」、「特別支援教育コーディネーター研修」、「特別支援教育コーディネーター コアメンバー養成研修」等を実施する。 | 開催回数 32回 | 開催回数 30回 | 開催回数 30回 | |

| No. | 具体的な取組(事業) | 取組(事業)の概要 | 平成27年度実施状況 | 平成28年度実施状況 | 平成29年度実施状況 | 備考 |
|---|--------------------|---|---|---|--|---|
| (2)義務教育段階における教育の充実 | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・共に学び共に育ちあう多様な教育の展開 ・教育諸条件の整備・充実 ・特別支援学校等の機能の充実 | | | | | | |
| (2)-1 | 学校園への巡回相談 | 発達障がい等に関する具体的な指導・支援の方法、関係機関や保護者との連携等について、担当指導主事及び特別支援教育担当アドバイザーが学校園を訪問し、指導・助言を実施。 | (巡回校園数) 幼稚園 延100回 小学校 延411回 中学校 延96回 高等学校 延11回 | (巡回校園数) 幼稚園 延91回 小学校 延421回 中学校 延114回 高等学校 延8回 | (巡回校園数) 幼稚園 延94回 小学校 延512回 中学校 延141回 高等学校 延14回 | |
| | 特別支援教育モデル研究 | 専門家チーム等が学校園を訪問し、特別支援教育の校内体制整備に向けた必要な支援を実施。 | (モデル研究実施校園) 幼稚園 9園 小学校 22校 中学校 9校 高等学校 2校 | (モデル研究実施校園) 幼稚園 5園 小学校 24校 中学校 11校 高等学校 3校 | (モデル研究実施校園) 幼稚園 5園 小学校 22校 中学校 8校 高等学校 1校 | |
| (2)-2 | エレベーター設置 | 移動の困難な児童・生徒の在籍する学校に設置。 | 新規設置 3基 小学校 294校中 275校 中学校 130校中 128校 高等学校 20校中 7校 (18施設中7施設) | 新規設置 3基 小学校 292校中 277校 中学校 130校中 128校 高等学校 20校中 7校 (18施設中7施設) | 新規設置1基 小学校 290校中 276校 中学校 130校中 128校 高等学校 20校中 7校 (18施設中7施設) | 大阪府「福祉のまちづくり条例」、本市の「大阪府市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」にもとづき、高齢者・障がい者等をはじめ、すべての市民が学校施設を安全かつ快適に利用できるよう、今後も計画的にエレベーター等の整備を行う。 |
| (2)-3 | 学校施設の整備 | 特別支援学級室の改造、教室の出入口改修や廊下のスロープ設置等。 | 小学校 7校 中学校 0校 | 小学校 9校 中学校 2校 | 小学校 8校 中学校 6校 | |
| (2)-4 | 特別支援学級児童・生徒通学用タクシー | 肢体不自由等で通学が困難な特別支援学級児童・生徒のタクシー通学を実施。 | 小学校 31校 44名 中学校 18校 32名 | 小学校 32校 44名 中学校 16校 25名 | 小学校 28校 36名 中学校 13校 18名 | |
| (2)-5 | 看護師の配置 | 医療的ケアの必要な児童生徒への看護師配置(小・中学校)。 | 計28校 32名 | 計34校 35名 | 計40校 42名 | 医療的ケアの必要な児童生徒が、「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を充実推進するために、関係の学校に看護師を配置している。地域の小中学校を選択する児童生徒の数が増加傾向であり、学校に配置できる看護師の数に限りがあり、完全な提供を今後どう保障していくかが課題である。 |
| (2)-6 | こころの健康センター思春期問題相談 | 不登校、家庭内暴力、様々な適応障がいや不安、抑うつ、神経症的症状、摂食障がい等の思春期関連問題を抱える本人とその保護者を対象に、精神科医師等による個別相談を実施。 | 延 44人 | 延 66人 | 延 64人 | 平成28年度に相談件数が大きく増加し、平成29年度も同様の水準を維持している。平成30年度以降も同様の体制で相談を開設する予定であるが、相談件数が更に増えれば、体制の見直しを検討する必要がある。 |
| (2)-7 | 視覚・聴覚特別支援学校通級指導 | 視覚・聴覚特別支援学校で通級指導により、小・中学校に在籍する視覚・聴覚障がい児童・生徒への指導を行うとともに、通常学級との連携を図る。 | 小・中学生 54名 (特別支援学級を含む) | 小・中学生 22名 (通常学級のみ) | 小・中学生 16名 (通常学級のみ) | |

| No. | 具体的な取組(事業) | 取組(事業)の概要 | 平成27年度実施状況 | 平成28年度実施状況 | 平成29年度実施状況 | 備考 |
|---|---------------------------------|---|--|---|---|---|
| (3)後期中等教育段階における教育の充実(高等学校・高等部) | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 多様な教育の展開 自立に向けた教育内容等の充実 教育諸条件の整備・充実 | | | | | | |
| (3)-1 | 知的障がいのある生徒の高等学校受け入れに係る調査研究 | 平成14年度より市立高等学校1校を指定し、知的障がいのある生徒の高等学校受け入れについて調査研究を行った。平成18年度より高等学校2校において「知的障がい生徒自立支援コース入学選抜」を実施。 | 普通科・工業科2校で入学選抜を行い、各3名の合格者を決定 | 普通科・工業科2校で入学選抜を行い、各3名の合格者を決定 | 普通科・工業科2校で入学選抜を行い、各3名の合格者を決定 | 高等学校では、入学選抜において生徒の状況に応じた受験上の配慮を行っている。また平成18年度から知的障がい生徒自立支援コースを設置し、入学選抜を実施している。高等学校での受け入れのあり方については、引き続き検討する必要がある。 |
| (3)-2 | 職場実習等 | 大阪市キャリア教育支援センターでの実習。 | 特別支援学校 9校 特別支援学級 95校 市立高等学校 2校 | 特別支援学校 10校 特別支援学級 91校 市立高等学校 2校 | 特別支援学校 12校 特別支援学級 119校 市立高等学校 2校 | |
| (3)-3 | 心身障がい者リハビリテーションセンターにおける進路の相談・指導 | 支援学校 生活・卒後相談の実施。 | 17件 | 6件 | 22件 | 生活・進路相談を希望する本人及びその家族を対象としている。相談を受け、助言・指導し、支援学校卒業後の生活への不安を軽減することは、在宅障がい者福祉の観点において有益かつ重要であることから、今後も卒後対策専門部会と連携しながら継続して実施していく。 |
| | | 地域リハビリテーション協議会のもとに、支援学校等卒後対策専門部会を開催し、各関係機関との連携を図る。 | 2回開催 | 2回開催 | 2回開催 | |
| (4)生涯学習や相談・支援の充実 | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の機会提供 相談事業・相談活動の充実 放課後活動等の充実 | | | | | | |
| (4)-1 | 中央図書館の取組 | 難聴者集団補聴装置(5階会議室) | 設置 | 設置 | 設置 | |
| | | 拡大読書器、車椅子対応読書席(各フロア) | 設置 | 設置 | 設置 | |
| | | 視覚障がい者用音声対応パソコン(対面朗読室内) | 設置(3台) | 設置(3台) | 設置(3台) | |
| | | 大活字本、点訳絵本などの所蔵・貸出 | 大活字本 4,094冊 点訳絵本 501冊 さわる絵本 108冊 布の絵本 90冊 点字資料 8,910冊 録音資料 2,296冊 LLブック 93冊 点字雑誌 18タイトル 録音雑誌 6タイトル | 大活字本 4,132冊 点訳絵本 517冊 さわる絵本 126冊 布の絵本 90冊 点字資料 9,192冊 録音資料 2,119冊 LLブック 158冊 点字雑誌 20タイトル 録音雑誌 4タイトル | 大活字本 4,203冊 点訳絵本 538冊 さわる絵本 127冊 布の絵本 91冊 点字資料 9,251冊 録音資料 2,250点 マルチメディアデジジー 41点 LLブック 162冊 点字雑誌 21タイトル 録音雑誌 4タイトル | |
| 視覚障がい者に対面朗読を実施。 | 利用件数 1,005件 | 利用件数 1,041件 | 利用件数 1,303件 | | | |
| (4)-2 | 肢体不自由者に対する図書の郵送貸出 | 肢体不自由者に対して図書の郵送貸出を実施。 | 登録 194人 利用 1,147件 4,769冊 | 登録 193人 利用 1,268件 4,329冊 | 登録 184人 利用 1,050件 3,962冊 | 外出が困難な重度の障がい者にとって有効なサービスとなっている。今後も利用者の利便性を考慮しつつ継続していく。 |

| No. | 具体的な取組(事業) | 取組(事業)の概要 | 平成27年度実施状況 | 平成28年度実施状況 | 平成29年度実施状況 | 備考 |
|-------|----------------------|---|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|---|
| (4)-3 | 地域図書館の取組 | 東淀川図書館・旭図書館・平野図書館・阿倍野図書館・鶴見図書館・西淀川図書館・住吉図書館・東成図書館・城東図書館において、拡大読書器を設置及び対面朗読を実施。また、全館で大活字本等を所蔵し、貸出提供。 | 対面朗読 利用件数 486件 | 対面朗読 利用件数 432件 | 対面朗読 利用件数 377件 | 拡大読書器の設置及び対面朗読を、地域館全館で実施できていないことが課題となっている。今後、建て替え等の際に対面朗読室を設置するよう調整していく。 |
| (4)-4 | 成人学校 | 聴覚障がい者を対象とした成人学校を開催。 | 4講座 58回 | 4講座 58回 | 4講座 58回 | 当事者団体への委託により、障がいの特性に根ざした取組が企画・実施され、参加者も定着している。今後は、若年層の参加促進に向けて、世代間の繋がりも視野に入れたニーズの掘り下げや広報の工夫が必要と考えている。 |
| | | 視覚障がい者を対象とした成人学校を開催。 | 2講座 15回 | 2講座 13回 | 2講座 13回 | |
| (4)-5 | 障がい者交流学習事業 | 仲間づくりの教室を開催。 | 1講座 4教室(各2G) ※G:グループ 各20回 | 1講座 4教室(各2G) 各20回 | 1講座 4教室(各2G) 各20回 | 毎回定員を超える申込みがあり、学習者の交流の場として定着し、社会参加へ向けた体験学習を深めている。 |
| | | ふれあいの教室を開催。 | 1講座 1教室 20回 | 1講座 1教室 20回 | — | |
| (4)-6 | 聴覚障がい者を対象とした高齢者学級 | セミナーの開催。 | 1講座 6回 | 1講座 6回 | 1講座 6回 | 学習機会が限られている聴覚障がいのある高齢者の貴重な「まなびの場」となっており、引き続き機会の提供に努めている。 |
| (4)-7 | 特別支援教育相談(こども相談センター内) | (再掲)「第2章の1」(2)-11参照 | 703件 延2,342回 | 609件 延2,069回 | 523件 延1,641回 | (再掲)「第2章の1」(2)-11参照 |
| (4)-8 | 児童いきいき放課後事業 | 大阪市内の全ての市立小学校において、平日の放課後・土曜日・長期休業日などに、放課後の活動場所を提供。 | 293か所 (292校+1分校) 2,811人 | 291か所 (290校+1分校) 2,942人 | 289か所 (288校+1分校) 3,174人 | |
| (4)-9 | 留守家庭児童対策事業 | 保護者に代わり留守家庭児童の健全な育成を図るための事業の実施者(各放課後児童クラブ)に対して、その事業実施に要する経費の一部を補助。 | 52施設 102人 | 52施設 116人 | 62施設 110人 | |

(5)教職員等の資質の向上

- ・研修の充実
- ・研究活動の活性化

| | | | | | | |
|-------|--------------|------------------------------|--|--|--|--|
| (5)-1 | 教職員等の資質向上の取組 | 特別支援教育実践講座、特別支援教育コーディネーター研修等 | 14種 99回 | 15種 138回 | 15種 96回 | |
| | | 特別支援教育のためのヒント集の作成等 | 「わくわくICT タブレット端末入門」の発行配付 | インクルーシブ教育推進室ライブラリーの設置 | コーディネータガイドブックの改訂 | |
| | | 教職員人権教育研修等 | 人権教育連続講座 4 学級集団づくり研修 5 仲間づくり研修等 5 教職員地域研修等 90 | 人権教育連続講座 4 学級集団づくり研修 5 仲間づくり研修等 3 教職員地域研修等 95 | 人権教育連続講座 4 学級集団づくり研修 3 仲間づくり研修等 5 教職員地域研修等 87 | |

| No. | 具体的な取組(事業) | 取組(事業)の概要 | 平成27年度実施状況 | 平成28年度実施状況 | 平成29年度実施状況 | 備考 |
|--|----------------------------|--|--|--|--|--|
| (6) 就業の促進 | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 多様な働く機会の確保 働く場における合理的配慮の推進 本市における障がいのある人の職員採用の拡充及び関係団体 | | | | | | |
| (6)-1 | 大阪市職業リハビリテーションセンターにおける職業訓練 | OA実務コース(身体障がい)、期間1年 | 10名 | 10名 | 10名 | 就労に向けた実習や生活指導を行い、社会適応能力の習得及び職業自立を支援することから、引き続き、取組を推進していく。 |
| | | ビジネスパートナーコース(知的障がい)、期間1年 | 13名 | 13名 | 13名 | |
| | | ワーキングスキル科(知的障がい)、期間1年 | 20名 (前期15名、後期5名) | 20名 (前期15名、後期5名) | 20名 (前期15名、後期5名) | |
| | | ワークアドバンス科(精神障がい)、期間1年 | 7名 | 7名 | 7名 | |
| (6)-2 | 大阪市職業指導センターにおける職業訓練 | (知的障がい) 定員15名(1学年) 期間2年:職業基礎科(1年次)、総合流通科(2年次) | 職業基礎科 15名 総合流通科 15名 | 職業基礎科 15名 総合流通科 15名 | 職業基礎科 15名 総合流通科 16名 | 就労に向けた実習や生活指導を行い、社会適応能力の習得及び職業自立を支援することから、引き続き、取組を推進していく。 |
| (6)-3 | 知的障がい者の介護職員養成研修 | (知的障がい) 定員10名 府指定研修:131時間、実習:45時間、復習等学習:174時間 | 受講者 10人 | 受講者 10人 | 受講者 10人 | 知的障がい者の就労の促進と職業生活における自立の安定を図ることから、引き続き、取組を推進していく。 |
| (6)-4 | 補装具・福祉機器普及事業 | (再掲)「第2章の1」(4)-7参照 | (相談・訪問等) 4,484件 (講習・研修会) 44件 延 1,558人 | (相談・訪問等) 4,570件 (講習・研修会) 40件 延 1,253人 | (相談・訪問等) 4,742件 (講習・研修会) 29件 延 1,515人 | (再掲)「第2章の1」(4)-7参照 |
| (6)-5 | 内閣府・大阪府・関西経済団体等との連携による啓発 | 展示会 ・みんなでつくる共生社会パネル展 ・障がい者の社会参加を支援する企業展示会 ・障がい者アート公募展 | 梅田スカイビルで実施 12月1日～12月10日 | 梅田スカイビルで実施 12月1日～12月11日 | 梅田スカイビルで実施 12月1日～12月10日 | |
| | | 障がい者と社会をつなぐシンポジウム | 梅田スカイビルで実施 12月8日 | 梅田スカイビルで実施 12月6日 | 梅田スカイビルで実施 12月7日 | |
| (6)-6 | 障がい者の職員採用 | 採用数については、事務職員採用を基準として、その数の4%を基本に算出し、計画的な採用に努めている。 ・事務職員、福祉職員だけでなく、司書、薬剤師、社会教育主事補等の分野においても採用実績あり。 ・点字試験の実施、内部障がい者の受験可、要綱から自力通勤・自力勤務の要件の削除等を実施。 ・平成21年度の採用試験より、点字受験の際に音声パソコンの使用を可としている。 | 採用数 事務職員3名 | 採用数 事務職員3名 | 採用数 事務職員4名 | この間、「大阪市障がい者支援計画(24年度～29年度)」に基づき、事務職員採用を基準として、その数の4%を基本に算出し、計画的な採用を行ってきた。 引き続き、「大阪市障がい者支援計画(30年度～35年度)」に基づき、計画的な採用に努めていく。 |
| (6)-7 | 知的障がい者短期受け入れプロジェクト | 平成12年9月から実施 | 1名 | 1名 | 1名 | |

| No. | 具体的な取組(事業) | 取組(事業)の概要 | 平成27年度実施状況 | 平成28年度実施状況 | 平成29年度実施状況 | 備考 |
|--------|---|---|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|----|
| (6)-8 | 知的障がい者長期受け入れプロジェクト | (福祉局) 「事務」で嘱託雇用(平成14年4月～) | 事務 1名 | 事務 1名 | 事務 1名 | |
| | | (福祉局) 「作業」で嘱託雇用(平成17年5月～) | 作業 1名 | 作業 1名 | 作業 1名 | |
| | | (教育委員会事務局) 「図書館作業」で嘱託雇用(平成15年4月～) 「事務」で嘱託雇用(平成22年4月～) | 図書館作業 2名 事務 1名 | 図書館作業 2名 事務 1名 | 図書館作業 2名 事務 1名 | |
| (6)-9 | 総合評価一般競争入札の実施 | 本市発注の一部の庁舎清掃業務委託契約などに、従来の価格評価に加え、障がいのある人の雇用促進などの提案を評価し、価格だけではなく総合的な評価によって落札者の決定を行う。(各所属で実施) | 長期継続 43件 単年度契約 10件 | 長期継続 38件 単年度契約 2件 | 長期継続 17件 | |
| (6)-10 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく政策目的達成に向けた随意契約 | 障がい者福祉施設等、シルバー人材センター、母子福祉団体からの物品購入及び役務の発注 | 全87件中、障がい者施設等との契約49件 | 全93件中、障がい者施設等との契約51件 | 全106件中、障がい者施設等との契約94件 | |
| (6)-11 | 区役所等の空きスペースを活用した物品等販売の場の提供 | 授産製品の認知を高め、販売力や商品力を向上し、施設の収益を上げ、利用される障がい者の方々の工賃を高める。 | 10か所 | 8か所 | 10か所 | |
| (6)-12 | 障がい者福祉施設製品販売促進支援事業 | 授産製品の認知を高め、販売力や商品力を向上し、施設の収益を上げ、利用される障がい者の方々の工賃を高める。 | アクセス数 21,607回 販売額 748,260円 | アクセス数 25,012回 販売額 696,330円 | アクセス数 56,135回 販売額 645,220円 | |

(7)就業支援のための施策の展開

- ・地域の就労支援ネットワークの構築
- ・「仕事」と「生活」両面での総合的な支援
- ・精神障がいのある人の就業支援
- ・発達障がいのある人の就業支援
- ・難病患者の就業支援

| | | | | | | |
|-------|--------------------|--|--|--|--|--|
| (7)-1 | 大阪市障がい者就業・生活支援センター | 就職や職場適応などの就業面の支援及び就業に伴う社会生活上の支援を行う。 | 中央センター 1か所 地域センター 6か所 | 中央センター 1か所 地域センター 6か所 | 中央センター 1か所 地域センター 6か所 | |
| | | 精神障がい者就業支援コーディネーターの配置 | 利用登録者数 375人 (うち新規 65人) 就職者数 38人 定着支援者数 112人 | 利用登録者数 428人 (うち新規 53人) 就職者数 28人 定着支援者数 120人 | 利用登録者数 479人 (うち新規 48人) 就職者数 24人 定着支援者数 181人 | |
| | | 発達障がい者就業支援コーディネーターの配置 | 利用登録者数 277人 (うち新規 54人) 就職者数 30人 定着支援者数 75人 | 利用登録者数 222人 (うち新規 73人) 就職者数 33人 定着支援者数 87人 | 利用登録者数 269人 (うち新規 74人) 就職者数 34人 定着支援者数 88人 | |
| (7)-2 | 社会復帰相談事業(グループワーク) | 回復途上の精神障がい者に、集団的な関わりを持たせることにより、社会復帰及び自立の促進を図る。 | 316回 延2,550人 | 369回 延2,073人 | 372回 延2,031人 | |

| No. | 具体的な取組(事業) | 取組(事業)の概要 | 平成27年度実施状況 | 平成28年度実施状況 | 平成29年度実施状況 | 備考 |
|---|--------------|-----------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|---------------------|
| (8) 福祉施設からの一般就労 | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援事業者の確保と支援力の強化 ・障がい者就業・生活支援センターと就労移行支援事業所等との連携強化 ・委託訓練と障がい者就業・生活支援センターの活用 ・就業支援にかかわる支援者の育成 | | | | | | |
| (8)-1 | 就労移行支援事業所の確保 | 就労移行支援事業所の量的な確保に努める。 | 81か所 (年度当初時点) | 94か所 (年度当初時点) | 122か所 (年度当初時点) | |
| (8)-2 | 就労移行支援 | (再掲)「第2章の1」(6)-3を参照 | 月あたり平均 824人 12,695日 | 月あたり平均 1,008人 16,130日 | 月あたり平均 1,244人 19,170日 | (再掲)「第2章の1」(6)-3を参照 |
| (8)-3 | 就労継続支援A型 | (再掲)「第2章の1」(6)-4を参照 | 月あたり平均 1,330人 23,608日 | 月あたり平均 1,763人 31,675日 | 月あたり平均 2,302人 36,634日 | (再掲)「第2章の1」(6)-4を参照 |
| (8)-4 | 就労継続支援B型 | (再掲)「第2章の1」(6)-5を参照 | 月あたり平均 3,516人 53,005日 | 月あたり平均 3,862人 57,473日 | 月あたり平均 4,280人 59,328日 | (再掲)「第2章の1」(6)-5を参照 |
| (8)-5 | 就業支援フェスタ | 関係機関や支援者を対象に就業支援にかかる 広報・啓発を行う。 | 12月1日開催 | 11月25日開催 | 11月15日開催 | |

第4章 住みよい環境づくりのために

| No. | 具体的な取組(事業) | 取組(事業)の概要 | 平成27年度実施状況 | 平成28年度実施状況 | 平成29年度実施状況 | 備考 |
|---|-------------------------|---|----------------------------|----------------------------|----------------------------|------------------|
| (1)生活環境の整備 | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ひとにやさしいまちづくりの推進 ・大阪市建築物の改善 ・民間事業者に対する働きかけ ・公園、駐車場等の改善 | | | | | | |
| (1)-1 | 「わがまちのやさしさ発見」レポートの募集・表彰 | (再掲)「第1章」(1)-3参照 | 応募件数 370件 | 応募件数 286件 | 応募件数 500件 | (再掲)「第1章」(1)-3参照 |
| (1)-2 | 大阪市内公共の施設のバリアフリー情報Web | 「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」により整備された公共の施設情報を発信する。 | 公開件数 373施設 | 公開件数 373施設 | 公開件数 373施設 | |
| (1)-3 | 大阪市建築物の改善 | 公園の出入口段差の解消、階段のスロープ化等の整備 | 累計532公園 (H27年度は3公園) | 累計533公園 (H28年度は1公園) | 累計534公園 (H29年度は1公園) | |
| | | 公園の身体障がい者用トイレの設置(多機能トイレを含む) | 累計153公園 238棟 (H27年度は1棟) | 累計153公園 238棟 (H28年度は0棟) | 累計153公園 238棟 (H29年度は0棟) | |
| | | 学校におけるエレベーターの設置 (再掲)「第3章」(2)-2参照 | 新規設置 3基 | 新規設置 3基 | 新規設置1基 | (再掲)「第3章」(2)-2参照 |
| (1)-4 | 民間事業者に対する事前協議 | 多数の方が利用する民間建築物について、建設や改修を行なう場合には、すべての市民が利用しやすいまちとなるよう、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、事前協議を行っている。 | 協議件数 653件 | 協議件数 693件 | 協議件数 653件 | |
| (1)-5 | 車いす専用駐車場スペース等の設置指導 | 「大阪府福祉のまちづくり条例」及び「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」による特定施設で多数の者の利用に供する平面駐車場を20台以上設ける場合は車いす専用駐車場スペース(幅3.5m以上)、20台未満の場合は車いす優先スペース(幅3.5m以上)を建築物の出入口に最も近い位置に1か所以上設ける等指導している。また、駐車場法による届出が必要な駐車場を設置する場合、当該工事に着手する前に、事前協議を行っている。 | 協議件数 13件 | 協議件数 11件 | 協議件数 19件 | |

| No. | 具体的な取組(事業) | 取組(事業)の概要 | 平成27年度実施状況 | 平成28年度実施状況 | 平成29年度実施状況 | 備考 |
|--|-----------------------|--|---|---|---|--|
| (2)移動手段の整備 | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・移動円滑化の推進 ・市営交通機関の改善 ・民間事業者に対する働きかけ ・歩行空間の改善 ・自家用車利用に対する支援 ・バリアフリー施設の情報発信 | | | | | | |
| (2)-1 | 市営交通機関の改善 | (エレベーター・エスカレーターの設置) エレベーターでホームから地上まで移動できる ワンルート確保に取り組み、平成22年に全駅で 整備を完了。 | エレベーター 累計 133駅335基 (H27は3駅4基を整備) エスカレーター 累計 128駅367基 (H27は2駅2基を整備) ※全駅数133駅 | エレベーター 累計 133駅339基 (H28は2駅4基を整備) エスカレーター 累計 128駅370基 (H28は2駅3基を整備) ※全駅数133駅 | エレベーター 累計 133駅339基 エスカレーター 累計 128駅372基 (H29は2駅2基を整備) ※全駅数133駅 | 平成30年4月1日に民営化により、大阪市交通 局から大阪メトロへ事業引継ぎとなる。 |
| | | 可動式ホーム柵の設置 | ・可動式ホーム柵設置路 線(今里筋線、長堀鶴見 緑地線)は全駅導入済 み。 ・千日前線は全駅に設 置完了。 ・御堂筋線は心齋橋駅、 天王寺駅に設置完了。 | ・可動式ホーム柵設置路 線(今里筋線、長堀鶴見 緑地線)は全駅導入済 み。 ・千日前線は全駅に設 置完了。 ・御堂筋線は心齋橋駅、 天王寺駅に設置完了。 | ・可動式ホーム柵設置路 線(今里筋線、長堀鶴見 緑地線)は全駅導入済 み。 ・千日前線は全駅に設 置完了。 ・御堂筋線は心齋橋駅、 天王寺駅に設置完了。 | |
| | | ホームドアの設置 | ニュートラム全駅導入 済。 | ニュートラム全駅導入 済。 | ニュートラム全駅導入 済。 | |
| | | 車いす対応トイレの設置 | 累計 133駅 217か所 | 累計 133駅 217か所 | 累計 133駅 217か所 | |
| | | 駅出入口への音声誘導装置の設置(誘導チャ イムを含む) | 121駅 461台 | 121駅 461台 | 121駅 461台 | |
| | | 地下鉄・ニュートラム車両案内表示器の設置 | 1,348両中 1,340両 (99.4%) | 1,344両中 1,344両 (100%) | 1,344両中 1,344両 (100%) | |
| | | ノンステップバスの運行 | 530両 *86系統 | 530両 *86系統 | 530両 *86系統 | |
| (2)-2 | 鉄道駅舎エレベーター等設置助 成 | エレベーター | 累計 83駅 175基 (H26~H27 JR加美駅2基) | 累計 83駅 175基 | 累計 83駅 175基 | |
| | | エスカレーター | 累計 23基 | 累計 23基 | 累計 23基 | |
| | | 階段昇降機 | 累計 2基 | 累計 2基 | 累計 2基 | |
| (2)-3 | 視覚障がい者誘導用ブロックの 設置 | バリアフリー重点整備地区内の主要な経路での 設置 ※その他、視覚障がいのある人の利用が多い 経路等への設置についても実施 | 0.15km | 0.89km | 0.34km | 重点整備地区内の主要な経路において物理 的に視覚障がい者誘導用ブロックを設置でき ない箇所については、代替経路を検討する。 重点整備地区外についても、ニーズに応じて 設置するための基準を策定する。 |
| (2)-4 | 歩道整備、歩道の段差切り下げ の改善 | 歩道整備 ※歩道の段差切り下げの改善は、視覚障がい 者誘導用ブロックの設置に合わせて実施 | 1.14km | 0.55km | 0.89km | 歩道整備の方針を策定し、方針に合致する箇 所で整備を行う。 歩道の段差切り下げは、視覚障がい者誘導 用ブロックの設置時にあわせて実施する。 |

| No. | 具体的な取組(事業) | 取組(事業)の概要 | 平成27年度実施状況 | 平成28年度実施状況 | 平成29年度実施状況 | 備考 |
|-------|-----------------------|--|------------|------------|--------------|------------------|
| (2)-5 | 放置自転車対策 | 自転車駐車場の新設及び増設 | 13か所 | 14か所 | 15か所 | |
| | | 自転車駐車場の整備 | 累計 159駅 | 累計 159駅 | 累計 160駅 | |
| | | 放置禁止区域指定駅 | 累計 143駅 | 累計 145駅 | 累計 146駅 | |
| | | 啓発指導員(サイクルサポーター)の配置 | 64駅 | 57駅 | 総数 51駅 | |
| | | 区役所と連携した市民協働型自転車利用適正化事業「Do!プラン」の実施 | 24区 | 24区 | 総数 24区 | |
| (2)-6 | 障がい者駐車場割引制度 | 障がい者手帳の交付を受けている者が自ら運転し、または同乗し、その介護者が運転する自動車に対し一時駐車料金の5割引を実施(長居公園地下駐車場に関しては、当日1回300円で利用可) | 市立駐車場21か所 | 市立駐車場21か所 | 総数 市立駐車場21か所 | |
| (2)-7 | 大阪市内公共的施設のバリアフリー情報Web | 「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」により整備された公共的施設情報を発信する。 | 公開件数 373施設 | 公開件数 373施設 | 公開件数 373施設 | (再掲)「第4章」(1)-2参照 |

(3)暮らしの場の確保

- ・市営交通の改善等
- ・グループホームの設置促進
- ・民間住宅の確保
- ・民間住宅のバリアフリー化の促進
- ・住宅改造に関する情報提供

| | | | | | | |
|-------|----------------|------------------------------|---|---|---|--|
| (3)-1 | 市営住宅 | 特定(福祉)目的住宅の入居枠の確保 | ひとり親 225戸 身体障がい者 215戸 障がい者ケア付 3戸 車いす常用者ケア付3戸 高齢者 160戸 高齢者ケア付 28戸 | ひとり親 225戸 身体障がい者 215戸 障がい者ケア付 5戸 車いす常用者ケア付5戸 高齢者 160戸 高齢者ケア付 42戸 | ひとり親 225戸 障がい者 215戸 障がい者ケア付 6戸 車いす常用者ケア付5戸 高齢者 160戸 高齢者ケア付 32戸 | 「大阪市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、建替や改善にあたっては、住戸内部や共用部、屋外空間等のバリアフリー化を進め、安全・安心に生活できる水準を確保する。また、エレベーターのない中層住宅には、可能な限りエレベーターを設置する。 |
| | | 中層住宅のエレベーター設置 | 13棟 | 13棟 | 5棟 | |
| | | 車いす常用者向け「ハーフメイド方式」による市営住宅を整備 | 4戸 | 4戸 | 2戸 | |
| (3)-2 | グループホーム整備助成 | (再掲)「第2章の1」(5)-2を参照 | 設置助成 13か所 住宅改造助成 12か所 設備整備助成 16か所 | 設置助成 16か所 住宅改造助成 14か所 設備整備助成 17か所 スプリンクラー設置助成 15か所 | 設置助成 6か所 住宅改造助成 3か所 設備整備助成 10か所 スプリンクラー設置助成 8か所 | (再掲)「第2章の1」(5)-2を参照 |
| (3)-3 | グループホームの市営住宅活用 | (再掲)「第2章の1」(5)-3を参照 | 36戸 | 41戸 | 42戸 | (再掲)「第2章の1」(5)-3を参照 |

| No. | 具体的な取組(事業) | 取組(事業)の概要 | 平成27年度実施状況 | 平成28年度実施状況 | 平成29年度実施状況 | 備考 |
|-------|------------------------|--|------------|------------|------------|----------------------|
| (3)-4 | 住宅入居等支援事業 | 各区障がい者相談支援センターによる民間賃貸住宅等の入居契約支援。 | 31件 | 28件 | 35件 | |
| (3)-5 | 重度心身障がい者住宅改修費助成 | 日常生活上の障がいの除去または軽減に直接効果のある改修工事費用の一部を給付する。 | 90件 | 82件 | 63件 | |
| (3)-6 | 補装具・福祉機器普及事業における住宅改造相談 | (再掲)「第2章の1」(4)-10を参照 | 119件 | 163件 | 106件 | (再掲)「第2章の1」(4)-10を参照 |

(4) 防災・防犯対策の充実

- ・防災体制の強化
- ・災害時・緊急時の対応策の充実
- ・防犯体制の強化

| | | | | | | |
|-------|--|---|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--|
| (4)-1 | 社会福祉施設等 ※H27年度の改正消防法令施行により建物の用途区分が細分化。H28年度から障がい者福祉施設のみを計上。 | 警防計画樹立対象物 | 166施設 | 26施設 | 12施設 | |
| | | 立入検査 | 2,030回 | 842回 | 817回 | |
| | | 自衛消防訓練指導 | 2,252回 | 651回 | 617回 | |
| (4)-2 | 防火訪問等による実態の把握 | 各消防署の管轄区域内の防火訪問等により実態を把握し、警防活動情報として活用 | 587,987世帯 | 574,995世帯 | 642,975世帯 | 平成30年3月19日より、従前の実態把握方法を取らず、災害対策基本法(昭和36年11月15日付け法律第223号)第49条の10に基づき作成される避難行動要支援者名簿の基となる情報を活用し、警防活動情報として運用している。 |
| (4)-3 | 避難誘導システム設置施設 | 新設分 | 2施設 | 1施設 | 8施設 | |
| (4)-4 | 地域防災リーダー | 地域防災活動の中核を担う地域防災リーダーを対象に、従来からの技術訓練、防災学習に加え、災害特性に応じた研修や訓練を実施。 | 防災学習 132回 3238人 技術訓練 268回 6830人 | 防災学習 140回 4134人 技術訓練 274回 7090人 | 防災学習 150回 3914人 技術訓練 353回 7928人 | 各消防署単位で年度当初に年間計画を樹立し、地域の特性に応じた内容を、地域防災リーダーの知識、技術の向上を目的として計画的に実施し出来ている。 |
| (4)-5 | 大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画) | 大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)に基づき、要支援者に係る取組を実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 引き続き、計画に基づいて要支援者に対する取り組みを実施していく。 |
| (4)-6 | 消費者センター 地域講座・見学講座 | 地域に無料で講師を派遣して、よくある消費者トラブルの実例をあげて、訪問勧誘の撃退法やクーリング・オフの書面作成方法などを解説する地域講座・見学講座を実施する。 | 開催数97回 参加人数5,327人 | 開催数73回 参加人数4,714人 | 開催数83回 参加人数3,715人 | 受講者アンケートにおいて「消費者トラブルを未然に防止するための対処方法等が実践できるようになった」と回答した人の割合は87.0%と被害防止に効果はあるものの、講座未開催の区もあったことから、今後は取り組みのさらなる周知をはかりながら、引き続き各地域において講座を実施する。 |

| No. | 具体的な取組(事業) | 取組(事業)の概要 | 平成27年度実施状況 | 平成28年度実施状況 | 平成29年度実施状況 | 備考 |
|-------|--------------------|--|------------------------------|---|--|--|
| (4)-7 | 地域の見守りネットワーク活動促進事業 | 地域において、消費者被害防止のための見守り活動が行われるよう、見守りに必要な知識等を習得できる見守り講座・ファミリー講座を実施する。 | (見守り講座) 48回開催 1,840人参加 | (見守り講座) 48回開催 1,398人参加 (ファミリー講座) 2回開催 116人参加 | (見守り講座) 49回開催 1,736人参加 (ファミリー講座) 2回開催 82人参加 | 見守り講座については、受講者アンケートにおいて「見守り活動に必要な知識等を習得できた」と回答した人の割合は90.3%とその効果が高く、今後も引き続き実施する。 ファミリー講座については、受講者に対する教育効果はあるものの、参加者数が低調であったため、取り組み自体の再構築を行う。 |

第5章 地域で安心して暮らすために

| No. | 具体的な取組(事業) | 取組(事業)の概要 | 平成27年度実施状況 | 平成28年度実施状況 | 平成29年度実施状況 | 備考 |
|--|-------------------------------|--|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|---|
| (1)総合的な保健、医療施策の充実 | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の健康管理の推進 ・受診機会の保障 | | | | | | |
| (1)-1 | 心身障がい者リハビリテーションセンターにおける健康診査事業 | 在宅の障がい者に対して、病気の早期発見及び二次障がいの予防を行うため、健康診査事業を実施。 | 548件 | 575件 | 556件 | 障がいのある人にとって二次的機能障がいは生活上の困難の大きな原因の一つとなっているため、今後も二次的機能障がいの予防と病気の早期発見を目的とした健康診査事業を継続し、健康管理の推進に努める。 |
| (1)-2 | 自立支援医療給付 | (更生医療) 障がい者が日常生活の改善や機能の改善を目的として受ける医療の費用の一部を助成する。 | 5,293件 | 5,743件 | 5,919件 | |
| | | (精神通院医療) 自立支援医療(精神通院医療)を公費負担することにより、精神障がい者の負担を軽減するとともに社会復帰を促進する。 | 54,446件 | 57,479件 | 60,271件 | 医療費の負担を軽減するとともに精神障がい者の通院医療の適正な普及を図ることを事業目的としていることから、年々件数が増加している点では上記目的を一定達成していると評価できる。 |
| | | (育成医療) 身体障がいのある児童、またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる児童が、手術等の治療を受けることにより、その障がいが軽減される場合、指定の医療機関で受ける医療費の一部を公費負担。 | 478人 | 483人 | 339人 | |
| (1)-3 | 重度障がい者医療費助成 | 【医療分】 | 18,733人 497,449件 | 18,623人 497,617件 | 18,581人 500,733件 | (重度障がい者訪問看護利用料助成) 平成29年1月制度改正 ・一部自己負担額の変更 ・対象者に後期高齢者を追加 制度改正に伴い、対象者の増 |
| | | 【重度障がい者訪問看護利用料助成】 医療保険の自己負担額から総医療費の1割を控除した額を助成(平成14年10月～) | 4,088件 | 4,697件 | 8,466件 | ※平成30年4月診療分から、医療費助成制度の改正に伴い医療分と統合 |
| (1)-4 | 聴覚障がい者の手話通訳による受診の保障等 | 総合医療センターにおける手話通訳者の配置及び市民公開講座等各種講演会での手話通訳の導入 | (手話通訳者) 1名配置 (講演会での手話通訳) 4回 | (手話通訳者) 1名配置 (講演会での手話通訳) 5回 | (手話通訳者) 1名配置 (講演会での手話通訳) 6回 | |
| (1)-5 | 病院職員に対する手話講習会 | 初級コース(10日間) | 受講者 10名 | 受講者 10名 | 受講者 10名 | |

| No. | 具体的な取組(事業) | 取組(事業)の概要 | 平成27年度実施状況 | 平成28年度実施状況 | 平成29年度実施状況 | 備考 |
|---|---------------------------------|---|--|--|---|-------------------|
| (2) 地域におけるリハビリテーション・医療の充実 | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・地域におけるリハビリテーション体制の整備 ・中途障がいのある人等の地域リハビリテーションの充実 ・リハビリテーション医療体制の整備 ・地域における医療連携体制の構築 ・医療的ケアの体制整備 | | | | | | |
| (2)-1 | 心身障がい者リハビリテーションセンターにおける通所訓練事業 | 肢体 | 在籍数 延650人 理学療法 5,364件 作業療法 631件 総合指導 408件 | 在籍数 延654人 理学療法 5,413件 作業療法 782件 総合指導 374件 | 在籍数 延649人 理学療法5,361件 作業療法734件 総合指導364件 | |
| | | 言語 | 在籍数 延353人 言語訓練 1,305件 総合指導 70件 | 在籍数 延344人 言語訓練 1,522件 総合指導 96件 | 在籍数 延357人 言語訓練1,753件 総合指導26件 | |
| (2)-2 | 心身障がい者リハビリテーションセンターにおける理学療法外来指導 | 理学療法外来指導 | 年間実人員 48人 延人員 84人 | 年間実人員 31人 延人員 77人 | 年間実人員 26人 延人員 51人 | |
| (2)-3 | 地域保健医療計画推進事業 | 大阪府医療計画では、脳卒中等について、地域連携クリティカルパスの普及を図り、医療機関相互の連携を促進することを主要目標としている。 | 45病院 | 44病院 | 44病院 | |
| (2)-4 | 医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者支援事業 | (再掲)「第2章」(7)-10参照 | 3医療機関4床で実施 延179件、延952日利用 | 3医療機関5床で実施 延211件、延1,163日利用 | 3医療機関5床で実施 延191件、延1,141日利用 | (再掲)「第2章」(7)-10参照 |
| | | | 受講者数 119人 | 受講者数 108人 | 受講者数 123人 | |

| No. | 具体的な取組(事業) | 取組(事業)の概要 | 平成27年度実施状況 | 平成28年度実施状況 | 平成29年度実施状況 | 備考 |
|----------------------|-----------------------------|--|--|--|--|--|
| (3)療育支援体制の整備 | | | | | | |
| ・療育支援体制の充実 ・連携の強化 | | | | | | |
| (3)-1 | 心身障がい者リハビリテーションセンターにおける療育相談 | 療育相談 | 新規 115件 再診 296件 PT訓練 84件 その他 721件 | 新規 190件 再診 316件 PT訓練 77件 その他 1,706件 | 新規 245件 再診 351件 PT訓練 51件 その他 2,074件 | 平成28年度大阪市障がい者等基礎調査においても、「療育相談の充実」に対するニーズは高く、障がいのある子どもやその保護者等が安心して地域で暮らせるよう、今後も関係機関等が連携した療育支援体制の充実が必要であると考える。 |
| (3)-2 | 発達障がい児専門療育機関 | (再掲)「第2章の1」(7)-6参照 | 6か所 定員280人 | 6か所 定員280人 | 6か所 定員280人 | (再掲)「第2章の1」(7)-6参照 |
| (3)-3 | 1歳6か月時健康診査後精密検査事後指導 | (再掲)「第2章の1」(7)-7参照 | 2グループ 9人 | 2グループ 5人 | — | (再掲)「第2章の1」(7)-7参照 |
| (3)-4 | 精密検査事業・子育て支援室送致事業 | 区保健福祉センター(地域活動担当・子育て支援室)からの依頼件数 | 730件 | 647件 | 676件 | |
| (3)-5 | 小児慢性特定疾病医療費 | 小児慢性特定疾病は、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となり、これを放置することは児童の健全な育成を阻害することとなるため、その医療の確立と普及を図り、あわせて患者家族の医療費の負担軽減を図る。 | 2,394人 | 2,439人 | 2,474人 | |
| (3)-6 | 発達障がい者支援センター連絡協議会 | 発達障がい者の状況に関する情報を共有し、発達障がい者への総合的なサービス提供、必要な支援に関する検討を行うため、保健、医療、保育、教育、福祉、労働等の各分野の支援者が連携を図る。 | 2回 | 3回 | 3回 | |

| No. | 具体的な取組(事業) | 取組(事業)の概要 | 平成27年度実施状況 | 平成28年度実施状況 | 平成29年度実施状況 | 備考 |
|--|------------------|--|---------------------------|---------------------------|--------------------------|----------------------|
| (4)精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備 | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・地域精神保健福祉相談体制の充実 ・地域精神医療体制の整備 | | | | | | |
| (4)-1 | 関係機関等との連携 | 各区において地域支援システムの各会議に参加。必要に応じて関係機関との連携を行う。 | 177回 | 136回 | 153回 | |
| (4)-2 | 専門医による精神保健福祉相談事業 | (再掲)「第2章の1」(2)-13参照 | 713回 延1,716件 | 706回 延1,879件 | 705回 延1,877件 | (再掲)「第2章の1」(2)-13参照 |
| (4)-3 | 社会復帰相談指導事業 | (再掲)「第2章の1」(2)-14参照 | 316回 延2,550人 | 369回 延2,073人 | 372回 延2,031件 | (再掲)「第2章の1」(2)-14参照 |
| (4)-4 | 精神保健福祉相談 | (再掲)「第2章の1」(2)-15参照 | 実人数 4,826人 延人数 38,835人 | 実人数 4,932人 延人数 40,560人 | 実人数 4,904人 延人数41,249人 | (再掲)「第2章の1」(2)-15参照 |
| (4)-5 | 精神保健福祉訪問指導 | (再掲)「第2章の1」(2)-16参照 | 実人数 1,465人 延人数 4,133人 | 実人数 1,618人 延人数 4,418人 | 実人数 1,749人 延人数 4,716人 | (再掲)「第2章の1」(2)-16参照 |
| (4)-6 | こころの悩み電話相談 | 専門的な知識や資格を持つ職員が精神保健に関する電話相談を行う。 | 2,274件 | 2,424件 | 2,338件 | 平成30年度中に相談時間を延長しての実施 |
| (4)-7 | 精神障がい者24時間医療相談事業 | 精神障がい者及び家族等からの様々な緊急的な相談に対して、精神保健福祉士等の専門相談員が対応する。 | 22,481件 | 18,124件 | 15,712件 | |
| (4)-8 | 精神科救急医療体制整備 | 救急入院用病床確保(府市堺) | 3,071件 | 3,031件 | 3,039件 | |
| | | 外来受診件数(府市堺) | 334件 | 254件 | 265件 | |
| | | 入院件数(府市堺) | 1,425件 | 1,339件 | 1,327件 | |
| | | 身体合併症受入れ件数(府市堺) | 611件 | 528件 | 579件 | |

| No. | 具体的な取組(事業) | 取組(事業)の概要 | 平成27年度実施状況 | 平成28年度実施状況 | 平成29年度実施状況 | 備考 |
|--|------------------|---|---|---|--|----|
| (5) 難病患者への支援 | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・医療体制の充実 ・保健事業の充実 | | | | | | |
| (5)-1 | 難病患者療養相談事業 | 患者とその家族が抱える日常生活上の悩みについて保健師等による個別の相談指導を行うことにより療養生活の不安軽減を図るとともに、きめ細やかな支援が必要な患者に対する適切な援助を行い、療養生活の安定、QOLの向上を図っている。 | 面接数 延5,953人 訪問数 延885人 | 面接数 延5,516人 訪問数 延922人 | 面接数 延4,973人 訪問数 延918人 | |
| | | 患者及びその家族に対して、同じ病気を持つ者同士を一堂に会し、相談に応ずることにより、適切な治療、保健、栄養に関する指導・助言並びに患者・家族の交流等を行う。患者・家族交流会は、平成15年度各区から保健所に集約し、療養相談会と同時実施。 | 療養相談会 434人 | 療養相談会 428人 | 療養相談会 503人 | |
| (5)-2 | 小児慢性特定疾病児等療養相談事業 | 小児慢性特定疾病児及び家族に対し、子どもの健全育成の推進と、日常生活上生じる問題や障がいの軽減を図る。また、長期にわたり療養を必要とする児童及びその養育者に対し、療養相談会にてピアカウンセラーによる助言・相談等を行うことにより、精神的な負担軽減を図っている。 | 延面接数 1,170人 延訪問数 349人 療養相談会 130人 ピアカウンセリング相談件数 37人 | 延面接数 1,068人 延訪問数 329人 療養相談会 141人 ピアカウンセリング相談件数 29人 | 延面接数 1,148人 延訪問数 329人 療養相談会 81人 ピアカウンセリング相談件数 29人 | |